

第3節

防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進及び技術基盤・産業基盤の維持・強化に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

前安保戦略に基づき、新たな安全保障環境に適合する明確な原則として、2014年4月に「防衛装備移転三原則¹⁾」及びその運用指針が策定された。防衛省としては、この三原則のもと、これまで以上に平和貢献・国際協力を寄与するとともに、同盟国たる米国及びそれ以外の諸国との防衛協力を積極的に進めることを通じ、地域の平和と安定を維持し、わが国を守り抜くための必要な諸施策を積極的に推進していくこととしている。

防衛装備品の海外への移転は、三文書においても、その推進について記述しており、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。

こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保などについて十分に検討する。また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、安全保障上の観点から適切なものとするために、装備移転にかかる仕様及び性能の調整を行うために必要な資金の交付を行うことなどにより、官民一体となって防衛装備移転を進めることとしている。

こうした防衛装備移転については、2014年の防衛装備移転三原則の策定後、完成品の装備移転の実現に加え、民生品の製造業における高い技術水準や産業競争力などを背景として、米国のみならず、英国やオーストラリアなどの先進国を中心に、国際共同研究などを進めてきており、また、現在、艦艇、航空機、レーダーなどについて、諸外国から装備移転の引き合いを受けているところである。

□ 参照 資料63 (防衛装備移転三原則)

1 防衛装備移転三原則

1 防衛装備移転三原則の内容

(1) 移転を禁止する場合の明確化 (第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、又は③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

(2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開 (第二原則)

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は②わが国の安全保障に資す

る場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先及び最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとした。

(3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保 (第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用及び第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国

1 「防衛装備移転三原則」の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の

確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

□ 参照 資料64 (防衛装備移転三原則の運用指針)

2 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992年以降、25件の共同研究と1件の共同開発を実施している。現在は、5件の共同研究(①部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露^{ばくろ}の比較、②高耐熱性ケース技術、③次世代水陸両用技術、④日米間のネットワーク間インターフェース、⑤モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システムにかかる共同研究)を実施している。また、2022年9月の日米防衛相会談において、極超音速技術に対抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成品レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意し、防衛省及び防衛装備庁と米ミサイル防衛庁を中心に検討を加速させている。

2022年12月には、次期戦闘機をはじめとした装備を補完できる、無人航空機などの自律型システムに関する具体的な協力を2023年中に開始することで一致している。

このほか、2014年7月以降、ペトリオットPAC-2の部品などの米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認め得る案件に該当することを確認している。

□ 参照 Ⅲ部1章4節2項(ミサイル攻撃などへの対応)、資料30(日米共同研究・開発プロジェクト)

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) F-35A戦闘機生産への国内企業の製造参画及び整備拠点の設置

わが国は、2011年12月、F-35A戦闘機をF-4戦闘機の後継機とし、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した²。これを踏まえ、わが国

は、2013年度以降のF-35A戦闘機の取得に際して、国内企業の製造参画を図り、これまで、機体及びエンジンの最終組立・検査(FACO)や関連部品の製造参画の取組^{Final Assembly and Check Out}を行ってきた。

2019年度以降の取得に際しては、厳しい財政状況を踏まえ、完成機輸入を原則としつつ、より安価な手段がある場合には見直すこととされた。しかし、その後の製造企業による経費低減の取組などにより、国内企業が最終組立・検査を実施する方が、完成機輸入に比べてより安価となることが確認されたため、2019年度から2027年度までの取得については、国内企業が最終組立・検査を実施した機体を取得することとしている³。

また、F-35戦闘機が全世界的に運用されることから、米国政府は、北米・欧州・アジア太平洋地域に機体・エンジンを中心とした整備拠点(リージョナル・デポ)を設置することとした。

2014年12月に、米国政府によって選定されたアジア太平洋地域におけるわが国のF-35戦闘機の機体の整備拠点は、2020年7月から愛知県にある三菱重工小牧南工場において運用を開始した。また、エンジンの整備拠点については、2018年初期までにオーストラリアに設置し、その3~5年後、追加所要に対応するためわが国にも設置すること⁴を決定した旨、2014年12月に米国政府が公表したことから、現在運用開始に向けて準備中である。

F-35戦闘機の製造に国内企業が継続して参画することや、機体及びエンジンなどの整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、国内の防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化に資するものであるとともに、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制の確保、日米同盟の強化、インド太平洋地域における装備協力の深化といった観点から、有意義である。

2 2018年12月、F-35A戦闘機の取得数については、42機から147機とし、新たな取得機のうち42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替え得るものとするのが決定された。

3 2019年12月に2019年度及び2020年度の、2020年12月に2021年度の、2021年12月に2022年度の、2022年12月に2023年度から2027年度までのF-35A戦闘機の取得について、それぞれ、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造とすることが決定された。

4 わが国におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IH(東京都：瑞穂工場)を予定

(2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備のため、2015年10月、整備企業として富士重工工業株式会社⁵を選定し、2017年2月から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が開始され、2023年3月末時点で5機の整備が完了し、4機を整備中である。

防衛省としては、①陸自オスプレイ (V-22)⁶の円滑な

導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来のV-22の整備を同駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、日米ガイドラインに掲げる「共通装備品の修理及び整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に資するものとして、極めて有意義である。

3 新たな防衛装備・技術協力の構築

1 諸外国との防衛装備・技術協力など

装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備の海外移転や国際共同開発を含む、装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る⁷。特に、防衛協力・交流・訓練・演習、能力構築支援などの他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性などに限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍などの活用による同志国への移転を検討することとしている。

参考 図表Ⅳ-1-3-1 (諸外国との主な防衛装備・技術協力(イメージ))、資料40 (各種協定締結状況)

(1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、2014年12月、日豪防衛装備品・技術移転協定⁸が発効した。

また、同年11月には、科学技術者交流計画に係る取決めに署名し、技術者の相互派遣の枠組みを整理した。この枠組みに基づき、2021年よりオーストラリア国防科学技術グループへの日本側からの技術者派遣を開始した。

なお、2021年5月には「船舶の流体性能及び流体音響性能に係る日豪共同研究」及び「複数無人車両の自律化

技術に係る日豪共同研究」も開始しており現在も継続中である。

2023年2月には、オーストラリアで開催されたアパロン国際航空ショーに空自C-2輸送機が参加し、わが国の技術力を発信した。

2017年10月、2019年6月に続き、2022年5月には、第3回目となる日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を開催し、日豪間で防衛装備・技術協力をさらに推進していくための方策などについて、さらなる検討を行うなど、日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図っている。

さらに、2021年11月には、日豪宇宙・サイバーシンポジウムが初めて開催され、宇宙・サイバー分野を中心とした日豪両国の産業や防衛装備技術について相互に理解を深めた。

参考 Ⅲ部3章1節2項1 (オーストラリア)

(2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別な戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置づけられており、2015年12月の日印首脳会談において日印防衛装備品・技術移転協定⁹の署名が行われ、2016年3月に発効した。

また、これまでに計6回の防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議を開催するなど、デュアル・ユースを

5 2017年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更

6 陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化できるティルト・ローター機 (オスプレイ (V-22)) を17機導入することとし、佐賀空港における施設整備が完了するまでの一時的な処置として、木更津駐屯地に暫定的に配備することとしている。

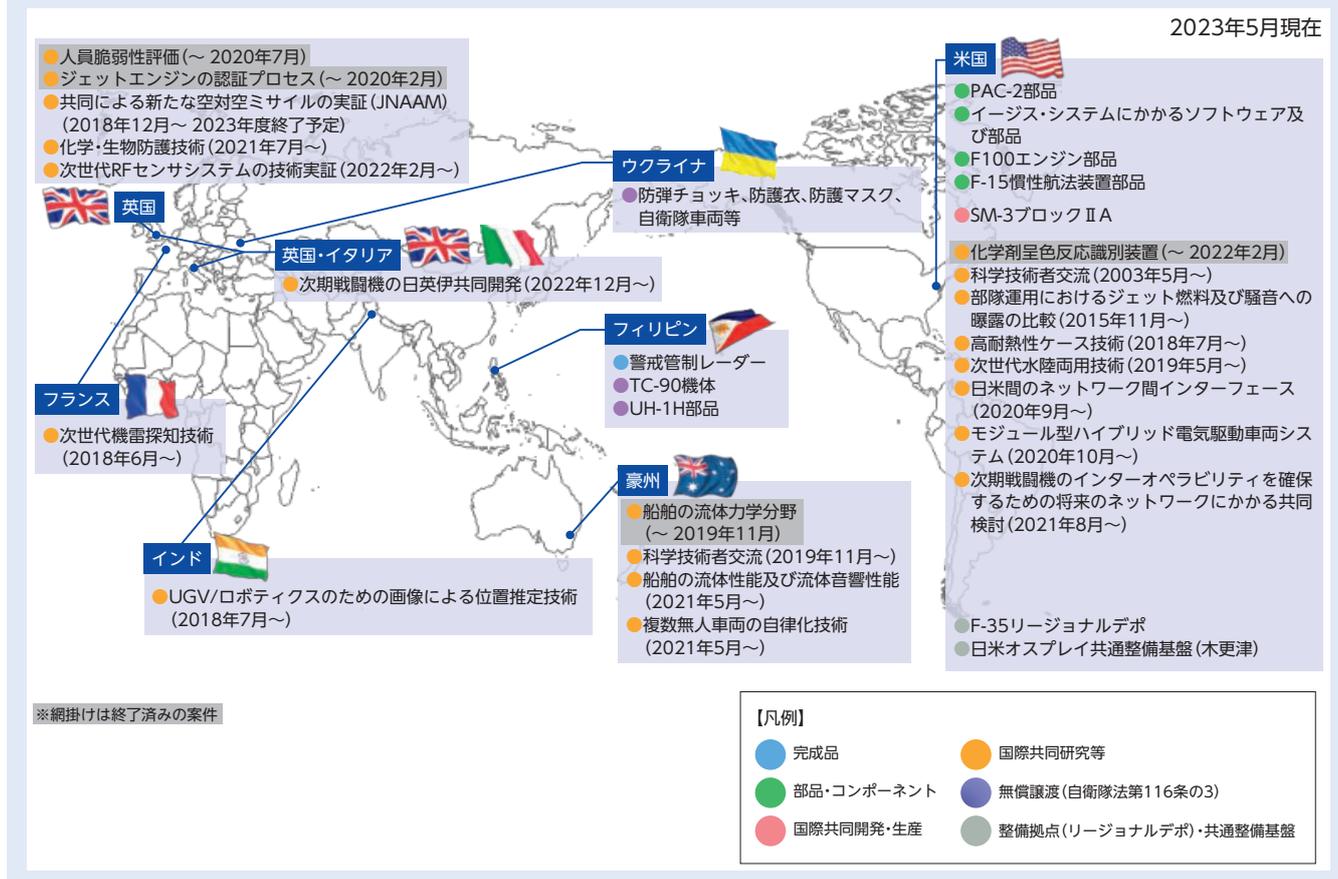
7 2023年5月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン及びアラブ首長国連邦 (UAE) と締結している。(参照 資料40各種協定締結状況)

8 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

9 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

図表Ⅳ-1-3-1 諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ）

2023年5月現在



含む防衛装備・技術協力案件の形成に向け協議を実施している。2018年7月には「UGV¹⁰/ロボティクスのための画像による位置推定技術に係る共同研究」を開始した。

さらに、2019年2月には同国とは2回目となる「日印・官民防衛産業フォーラム」をベンガルールにおいて開催するなど、日印両国の防衛装備・技術協力に関する議論が進展している。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項2（インド）

(3) 英国

英国との間では、2013年7月、日英防衛装備品・技術移転協定¹¹の署名・発効に至り、2014年7月に日英防衛装備・技術協力運営委員会を初開催し、定期的に協議を行っている。

2013年7月、米国以外の国とは初めてとなる化学・

生物防護技術にかかる共同研究を開始し2017年7月に成功裏に完了したほか、3件の研究¹²を開始し、それぞれ成功裏に完了した。なお、2018年12月には「共同による新たな空対空ミサイルの実証に係る日英共同研究」、2021年7月には、新たな「化学・生物防護技術に係る日英共同研究」をそれぞれ開始した。また、2018年3月に開始した「次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究」は、2022年2月に「次世代RFセンサシステムの技術実証に係る共同研究」に移行しており、次期戦闘機への適用も視野に現在も継続中である。

次期戦闘機の開発については、日英伊3か国は共通の機体を開発することに合意し、3か国首脳は「グローバル戦闘航空プログラム (GCAP) Global Combat Air Programme」を発表し、2023年3月には、日英伊防衛相会談を実施した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項3（1）（英国）

10 UGV (Unmanned Ground Vehicle) とは、陸上無人車両のことを指す。
 11 正式名称：防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定
 12 「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究」(2014年11月開始、2018年3月完了)、「人員脆弱性評価に係る共同研究」(2016年7月開始、2020年7月完了)、「ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究」(2018年2月開始、2020年2月完了)

(4) フランス

フランスとの間では、2014年1月、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、2016年12月には、日仏防衛装備品・技術移転協定¹³が発効した。また、2018年1月の第4回日仏「2+2」においては、次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認し、同年6月、次世代機雷探知技術にかかる共同研究を開始した。

また、2022年6月、「ユーロサトリ2022」に防衛装備庁のブースを出展した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項3(2)(フランス)



ユーロサトリ2022におけるブースの様子

(5) ドイツ

ドイツとの間では、2017年7月、日独防衛装備品・技術移転協定¹⁴に署名し、発効した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項3(3)(ドイツ)

(6) イタリア

イタリアとの間では、2019年4月、日伊防衛装備品・技術移転協定¹⁵が発効した。また、同年1月には、欧州で初となる「日伊・官民防衛産業フォーラム」を開催し、さらに日伊防衛装備・技術協力に関する課長級協議の枠組みを設置した。

次期戦闘機の開発については、日英伊3か国は共通の機体を開発することに合意し、3か国首脳は「グローバル戦闘航空プログラム (GCAP)」を発表し、2023年3

月には、日英伊防衛相会談を実施した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項3(4)(イタリア)

(7) スウェーデン

スウェーデンとの間では、2022年12月、日スウェーデン防衛装備品・技術移転協定¹⁶に署名し、発効した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項6(2)(スウェーデン)

(8) ウクライナ

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、ウクライナ政府からの装備品等の提供要請を踏まえ、自衛隊法に基づき非殺傷の物資を防衛装備移転三原則の範囲内で提供するべく、同年3月8日に国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正し、同年3月から、防弾チョッキ、鉄帽(ヘルメット)、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材・医療用資器材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、個人装具、防護マスク、防護衣、小型のドローンを自衛隊機などにより輸送し、ウクライナ政府への提供を実施した。また、ウクライナ政府からの要請を踏まえ、民生車両(バン)などを追加提供した。さらに、2023年5月の日・ウクライナ首脳会談において、岸田内閣総理大臣からゼレンスキー大統領に対し、ウクライナ側の要請を踏まえ、新たに100台規模のトラックなどの自衛隊車両及び約3万食の非常用糧食を提供することを伝達した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項7(1)(ウクライナ)、資料64(防衛装備移転三原則の運用指針)



ウクライナへの自衛隊車両の引き渡し式

13 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

14 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

15 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

16 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定

(9) ASEAN諸国

ASEAN諸国との間では、日ASEAN防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力が期待が示されている。2016年11月の日ASEAN防衛担当大臣会合の際にわが国が表明した「ビエンチャン・ビジョン」において、ASEAN諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとした。

具体的な取組として、インドネシアとの間では、2021年3月に東京で開催された第2回日インドネシア「2+2」において、日インドネシア防衛装備品・技術移転協定¹⁷に署名し、即日発効した。

ベトナムとの間では、2016年11月の日越防衛次官級協議において、「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領 (TOR)」に署名した。また、2019年5月の日越防衛相会談の際に、具体的な分野などを示した「防衛産業間協力の促進の方向性にかかる日ベトナム防衛当局間の覚書」が署名された。その後、2021年9月の岸防衛大臣 (当時) のベトナム訪問に際し、両国間で防衛装備品・技術移転協定¹⁸に署名し、発効した。

また、2022年12月に「ベトナムディフェンスエキスポ2022」に防衛装備庁のブースを出展するとともに、日越官民防衛産業フォーラムを実施した。

シンガポールとの間では、2022年6月、日星首脳会談において、防衛装備品及び技術移転に関する協定の締結に向けた交渉の開始について合意した。

フィリピンとの間では、2016年4月に日フィリピン防衛装備品・技術移転協定が発効した後、2018年3月までに、計5機の海自練習機 (TC-90) をフィリピン海軍へ引き渡したほか、海自によるパイロットの操縦訓練支援やわが国企業による維持整備の支援を実施した。ま



フィリピン空軍の要員に対する教育の様子

た、2019年9月までに陸自で不用となった多用途ヘリコプター (UH-1H) の部品などをフィリピン空軍に引き渡した。これら2件の移転は、2017年6月に施行された、不用装備品等の無償譲渡などを可能とする自衛隊法の規定を適用した事例である。(本項2参照)

加えて、2019年1月には、防衛装備・技術協力に関する事務レベルの定期協議の枠組みを設置した。

2020年8月には、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で、同社製警戒管制レーダー (4基) を約1億ドルで納入する契約が成立し、2014年の防衛装備移転三原則策定以来、わが国から海外への完成装備品の移転としては初の案件となった。1基目の固定式レーダーについては、わが国国内での製造が完了し、2022年11月にフィリピンへ輸出された。今後、納入に向けて必要な作業が行われる予定である。また、空自においてフィリピン空軍の要員に対する教育支援を実施している。

タイとの間では、2017年11月、防衛装備品・技術移転協定の早期締結を含め今後の二国間の防衛装備・技術協力を促進していくことで一致していたところ、2022年5月、岸田内閣総理大臣のタイ訪問の際に署名し、発効した。¹⁹

マレーシアとの間では、2018年4月、日マレーシア防衛装備品・技術移転協定²⁰に署名し、発効した。

□ 参照 Ⅲ部3章1節2項8 (東南アジア (ASEAN) 諸国)



資料：警戒管制レーダーの移転に伴う教育支援

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2023/20230428_phl-j.html

17 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定

18 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定

19 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とタイ王国政府との間の協定

20 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

(10) 中東諸国

アラブ首長国連邦(UAE)との間では、2023年5月、中東の国との間では初めてとなる、防衛装備品・技術移転協定²¹に署名した。

イスラエルとの間では、2019年9月、わが国とイスラエル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する秘密情報を適切に保護するため、「防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書」²²に署名した。

ヨルダンとの間では、2019年に陸自の退役済み61式戦車1両を無償で貸し付けるとともに、ヨルダン側からヨルダンで開発された装甲車が陸自へ贈呈された。こうしたやり取りを受け、防衛省において、式典を開催し、覚書の署名・交換が行われたほか、ヨルダン王立戦車博物館において、貸し付けた陸自61式戦車の除幕及び説明パネルの設置が実施された。

参照 Ⅲ部3章1節2項12(中東諸国)

2 開発途上国装備協力規定の新設

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、わ

が国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。

この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達できない友好国の中には、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあった。

こうした中、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項²³の特例規定を自衛隊法に新設し、2017年6月から施行されている。

なお、この規定により無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある。

4 部外転用

航空機は防衛分野と民生分野で共通する技術基盤が多く、民生分野の活性化に資する施策を講じることが、わが国の航空機の産業基盤の維持・活性化、防衛産業基盤の維持・強化につながるという観点から、防衛省では、防衛省が開発した航空機の民間転用について検討を進めてきた。

これまで民間転用の制度設計に向けた指針をまとめ、民間転用を希望する企業の申請に関する制度を整備し、P-1哨戒機のF7-10エンジンやUS-2救難飛行艇の民間転用に向けた技術資料など、企業の申請を受けて開示してきた。また、F7-10エンジンについては、2016年に、

防衛装備庁と製造会社である株式会社IHIとの間で、JAXAへの販売に向けた民間転用契約を初めて締結し、2019年にJAXAへ納入された。

防衛装備移転三原則の策定後、航空機以外の装備品も諸外国政府から引き合いがあることなどを踏まえ、その呼称を民間転用から部外転用に改め、2018年に手続規則の整備を行った。2019年にSH-60K(能力向上型)用自動操縦装置用飛行制御装置処理部及びSH-60K用着艦誘導支援装置の部外転用に向けた技術資料などを企業の申請を受けて開示した。

5 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実

施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発

21 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定

22 正式名称：防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書

23 財政法(昭和22年法律第34号)第9条第1項：国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

「ユーロサトリ2022」においては、装備品の国際共同開発・生産が主流となっていることにかんがみ、完成品の移転のみならず、コンポーネント・部品の供給を通じた協力を積極的に進めるべきとの考えから、レーダーや戦闘車両などの構成部品レベルでの技術力の高さを幅広くアピールした。

また、「ベトナムディフェンスエキスポ2022」では、海洋・輸送、人道支援・災害救護・海洋監視などの地上展示を通じ、わが国の船用工業製品などに象徴される高い技術力などについて広く情報発信した。国内では、2023年3月に開催された「DSEI Japan 2023」において、多用途ヘリコプター（UH-2）などの実機、除染VRシアターや戦闘糧食試食などの体験、日英伊3カ国によ



DSEI Japan 2023におけるブースの様子

る次期戦闘機の共同開発をテーマにした展示並びに防衛戦略に示された抜本的な防衛力強化及び国際協力強化の取組についての情報発信を行った。

6 防衛装備品の適切な海外移転に向けた官民連携

防衛装備品の海外移転について、整備計画では、政府が主導し、官民の一層の連携のもとに装備品の適切な海外移転を推進するとしている。これまで防衛装備庁、商社、製造企業の連携のもとで、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う「事業実現可能性調査」を、2020年度から実施している。

また、わが国と相手国との間で、両国の防衛当局と企業が一堂に会して、防衛装備品の海外移転に関する意見交換を行う「官民防衛産業フォーラム」を、2017年8月のインドネシアでの開催をはじめ、これまでに、インド、ベトナム、オーストラリア、イタリア、フィリピンを合わせた計6か国において実施している。

わが国国内においても、各国への海外移転に関する官

民の知識向上を図る取組として、「防衛装備移転に関するウェビナー」を開催し、諸外国との民間ビジネス分野での事例や防衛装備・技術協力の現状を学ぶ機会を創出している。2020年12月の初開催以降、インド、ベトナム、マレーシアに引き続き、2022年10月には装備品輸出実績が豊富な欧米諸国における装備品を輸出する側の制度や経験について、ウェビナーを行った。

さらに、かねてより防衛産業から要望が寄せられていた官民間での海外移転に関する情報共有の場として、2022年3月にWeb上にポータルサイトを整備し、海外移転を進める防衛関連企業を対象として、各国の調達制度やわが国の防衛装備移転制度などの情報提供を行っている。

7 装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、産業保全の強化、機微技術・知的財産管理の強化に取り組んでいくこ

ととしている。

□ 参照 1節2項2(2)イ(イ)（産業保全の強化）、1節2項2(2)イ(ウ)（機微技術・知的財産管理の強化）



資料：防衛装備庁が防衛装備・技術協力の推進のため海外に発信しているリファレンスガイド及びプロモーション動画（英語版）

URL：https://www.mod.go.jp/atla/en/policy/defense_equipment.html#guides_and_movies